

# 浄化槽保守点検業者登録条例について

道内（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。）で浄化槽の保守点検を業として行うためには、**北海道知事の登録が必要**です。「北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」、「北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則」により、適切な処理をお願いします。

～登録の有効期間は3年～

**保守点検業登録の更新手続きは期間満了の30日前までに！**

有効期間の満了の日までに更新申請を行わなかった場合、新規申請となり、登録されるまで業が行えません。また、登録番号も変更となります。  
北海道浄化槽協会に余裕を持って（例えば、40日前に）提出すると、事前に書類チェックを行うので、更新手続きがスムーズに進みます。

[ 公益社団法人 北海道浄化槽協会の連絡先 電話 011-823-4755 ]

**事業所ごとに専任の浄化槽管理士を設置していますか？**

**業務に従事する浄化槽管理士全員を登録していますか？**

浄化槽管理士はその事業所に専任である必要があります。また、保守点検の業務に従事する浄化槽管理士は全て登録しなければなりません。

★保守点検の業務を行うときは、**浄化槽管理士が自ら行つか、実地で監督すること。**

★浄化槽管理士は、業務を行うときや実地で監督するときは、**身分証明書を携帯すること。**

...例えば、実際に現場で業に携わらない浄化槽管理士だけを登録して、未登録の浄化槽管理士や資格者以外の従業員が保守点検の業務を行うのは条例違反になる場合があります。

**登録の記載事項変更や廃業届も忘れずに！**

変更届の提出が必要となる事項\*を確認のうえ、変更後30日以内に提出してください。

\* 名称・所在地（個人の場合は氏名・住所）、代表者の氏名、事業所の名称・所在地、役員の氏名、浄化槽管理士の氏名・免状番号

また、廃業したときは、30日以内に「廃業届」を提出してください。



●条例・施行規則は北海道のホームページに掲載しています

→<http://www.reiki.pref.hokkaido.jp>

●『北海道浄化槽事務ガイドブック』も参考に！

→<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/jokaso.htm>

北海道 環境生活部 環境局 循環型社会推進課 一般廃棄物係

電話 011-231-4111 (内線24-312)